

令和2年和光市議会12月定例会

提出議案の概要

和光市

諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担 当	総務人権課

【目的】

人権擁護委員、富澤隆司氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担 当	総務人権課
<p>【目的】</p> <p>人権擁護委員、田中朋子氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p>	

議案第83号	中学校生徒・教師用タブレット端末購入の契約の締結について
担当	財政課

【目的】

文部科学省の提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の整備を目的とし、生徒1人1台及び教師用のタブレットパソコンを整備するものです。

【内容】

タブレット本体、タブレットケース、サーバ本体 ほか

【議案の法的根拠・積算根拠】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第23号）第121条の2第2項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

【契約案件の受注者や内容など】

物品名 中学校生徒・教師用タブレット端末購入

納入場所 和光市内中学校

契約の方法 指名競争入札

契約金額 金276,724,800円

（うち消費税額及び地方消費税額 金25,156,800円）

契約の相手方 埼玉県狭山市狭山台四丁目22番地2

日本情報システム株式会社

代表取締役 肥沼 佑樹

議案第84号	和光市勤労福祉センターの指定管理者の指定期間の変更について
担 当	産業支援課
<p>【目的】</p> <p>次年度以降の和光市勤労福祉センターの指定管理について、近隣の和光市アーバンア クア公園との一体管理・運営を検討する中で、当初予定していた指定管理者の選定手続 きが行えなかったため、「令和3年3月31日まで」の期限を「令和4年3月31日ま で」に変更するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 指定の相手方</p> <p>(1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号</p> <p>(2) 名 称 シンコースポーツ・サンワックス共同事業体 (構成員) 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 (構成員) 埼玉県熊谷市問屋町二丁目5番13号 株式会社サンワックス 代表取締役 野原 治人</p> <p>2 変更後の指定期間 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで</p>	

議案第85号	和光市介護老人保健福祉施設の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	長寿あんしん課

【目的】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び和光市介護老人保健福祉施設条例第6条の規定に基づき、和光市介護老人保健福祉施設の指定管理者を指定します。

【内容】

○ 指定管理者の候補者

所在地 和光市新倉八丁目23番1号

名 称 社会福祉法人 和光福社会

代表者 理事長 関塚 永一

○ 指定管理者が行う主な業務

- (1) 介護老人保健施設に関する業務
- (2) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）に関する業務
- (3) 短期入所療養介護、通所リハビリテーションに関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) その他、施設の管理・運営に市長が必要と認める業務

○ 指定期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

○ 施設概要

名 称 和光市介護老人保健福祉施設

所在地 和光市新倉八丁目23番1号

規 模 RC造5階建(居室等は3階まで)、敷地面積7,886.81㎡
 建築面積3,026.32㎡、延べ床面積5,973.45㎡

議案第86号	和光市地域公共交通会議条例を定めることについて
担 当	道路安全課

【目的】

地域公共交通計画の作成及び実行するとともに地域の公共交通に係る協議を行う組織として和光市地域公共交通会議を設置するため制定するものです。

【内容】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条2の規定に係る協議等を行うため、同法令に規定された構成員により地域公共交通会議を設置します。

【施行期日】

公布の日から施行します。

議案第87号	職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課

【目的】

令和2年10月7日及び28日の人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改定されることに伴い、本市においても人事院勧告に準拠して職員の給与を改定するものです。

【内容】

職員の期末手当の支給割合を令和2年度から年間で0.05月分引き下げ、勤勉手当と合わせた年間支給割合を4.45月とします。

また、会計年度任用職員については令和3年度から期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げ、年間支給割合を2.55月とします。

議案第88号	和光市エリアマネジメント推進条例を定めることについて
担 当	資産戦略課

【目的】

市内の特定の地区を単位に、民間が主体となって、公共空間の活用促進及びにぎわい創出を図り、地域における良好な環境や地域の価値を維持及び向上させることを目的に当該条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

- 1 エリアマネジメントを推進するため、都市再生特別措置法第46条に規定する都市再生整備計画の策定を明記
- 2 上記計画の策定に際し、市による基本計画及び実施計画の策定を明記
- 3 市長が適当と認めた場合、特定非営利活動法人等の提案により実施計画を策定することが可能な旨を明記
- 4 都市再生推進法人が都市再生整備計画に基づいたエリアマネジメントを実施する場合の告示内容の明記

【施行期日】

令和3年1月1日から

議案第89号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

【目的】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）において、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額を43万円に引き上げる等の改正が行われていることから、当市においても同様の改正を行います。

【内容】

保険税軽減判定基準額

<現行>

(1) 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)

(2) 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数)

(3) 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数)



<改正後>

(1) 7割軽減基準額 =

基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)

(2) 5割軽減基準額 =

基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)

+ 28.5万円 × (被保険者数)

(3) 2割軽減基準額 =

基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)

+ 52万円 × (被保険者数)

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

【施行期日】

令和3年1月1日

議案第90号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	戸籍住民課

【目的】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第164号）の施行に伴い、通知カードの新規発行及び再交付並びに記載事項変更の手続等が廃止されることから、所要の改正を行います。

【内容】

和光市手数料条例における、次の規定を削除します。

通知カードの再交付に係る手数料	500円
-----------------	------

【施行期日】

公布の日から施行します。

議案第91号	和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例を定めることについて
担 当	生涯学習課

【目的】

文部科学省及び厚生労働省が策定した新・放課後子ども総合プランに基づき、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことにより児童の健全育成を図るためのわこうっこクラブを市内全小学校で実施するとともに、その管理運営に学童クラブとの一体型放課後対策事業として指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものです。

【内容】

設置管理条例として、わこうっこクラブの設置、名称及び位置、事業内容、実施日、対象者、利用の登録、意向の確認、利用の制限、利用の登録の取消し、利用料等、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、損害賠償並びに委任に係る規定を定めます。

【施行期日】

公布の日から施行します。

議案第92号	和光市児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育施設課

【目的】

広沢複合施設整備事業に伴い、総合児童センターのプール事業管理が児童施設とは別になること、及び令和3年度より児童館運営の指定管理期間が新たになることに伴い、休所日を施設によって別日を定めることを可能とし、いずれかの市内児童館が原則必ず開館している環境を整えることで、市民の子育て支援及び児童の健全な育成の支援の充実を図りたいことから、改正するものです。

【内容】

- 1 児童館の設置について定める条例として「児童館及び児童センター」を「児童館等」と称することに変更
- 2 休所日の変更
- 3 プール利用に係る内容の削除
- 4 総合児童センターが休所することを明記

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第93号 及び 議案第94号	北・中央エリア和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定について 南エリア和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定について
------------------------	---

担 当	保育施設課
-----	-------

【目的】

児童館及び学童クラブ指定管理者の指定期間及び学童クラブとわこうっこクラブとの一体型放課後対策事業の業務委託期間が令和3年3月31日をもって満了することから、新たに指定管理業務に位置付けたわこうっこクラブを含めて、令和3年度から5年間における各施設の管理運営を行う新たな指定管理者を指定するものです。

【内容】

1 指定の相手方

(1) 北エリア・中央エリアの施設

所在地 和光市南一丁目23番1号

名称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

代表者職名 会長 木田 亮

(2) 南エリアの施設

所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル

名称 特定非営利活動法人 ワークスコープ

代表者氏名 代表理事 田嶋 羊子

2 指定管理者が行う主な業務

(1) 児童館の管理運営に関する業務

(2) 学童クラブの管理運営に関する業務

(3) わこうっこクラブの管理運営に関する業務

3 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 対象地域

	学区	児童館	学童クラブ	わこうっこクラブ
北 エ リ ア	白子小学校		白子学童クラブ	白子小学校わこう っこクラブ
			白子第二学童クラブ	
	新倉小学校	新倉児童館	新倉学童クラブ	新倉小学校わこう っこクラブ
	北原小学校		北原学童クラブ	北原小学校わこう っこクラブ
さざんか学童クラブ				
下新倉小学 校	下新倉児童館	下新倉学童クラブ	下新倉小学校わこ うっこクラブ	
中 央 エ リ ア	第三小学校		中央学童クラブ	第三小学校わこ うっこクラブ
	広沢小学校		広沢学童クラブ	広沢小学校わこ うっこクラブ
	本町小学校		本町学童クラブ	本町小学校わこ うっこクラブ
南 エ リ ア	第四小学校		諏訪学童クラブ	第四小学校わこ うっこクラブ
			南地域センター学童ク ラブ	
	第五小学校	南児童館	南学童クラブ	第五小学校わこ うっこクラブ
			さつきのご学童クラブ	

議案第95号	和光市介護保険条例及び和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	健康保険医療課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【内容】

地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行なわれたことに伴い、和光市介護保険条例附則第7条及び和光市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の「延滞金の割合の特例」で規定する「特例基準割合」を、「延滞金特例基準割合」に用語を見直す等の改正を行うものです。

【施行期日】

令和3年1月1日

経過措置として、この条例による改正後の和光市介護保険条例及び和光市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとします。

議案第96号	和光市葬祭条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	戸籍住民課

【目的】

令和元年度に実施された補助・扶助事業の見直しに基づき、市民葬儀に係る市の費用負担額を改定します。

【内容】

現在、市民葬儀に係る市の費用負担額は1件につき5万円となっていますが、市斎場のない近隣市と同額の4万円に改定します。

【施行期日】

令和3年4月1日から施行します。

経過措置として、この条例による改正後の和光市葬祭条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる市民葬儀について適用し、同日前に行われた市民葬儀については、なお、従前の例とします。

議案第97号	和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	公園みどり課

【目的】

和光市アーバンアクア公園の管理業務について、教育委員会が指定管理制度導入するにあたり、和光市立公園条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例を定めるものです。

【内容】

和光市教育委員会が指定管理者に行わせる運動施設の利用許可等について、市が教育委員会に委任した内容で行わせることができるよう条例を一部改正します。

【施行期日】

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

議案第98号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課

【目的】

市道659線の認定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

市道659号線

起点 和光市白子三丁目447番2地先

終点 和光市白子三丁目447番12地先

幅員 4.50m～8.75m

延長 35.33m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

議案第105号	令和2年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算(第1号)
担当	企業経営課

【目的】

- 1 既定予算第2条に定める業務の予定量のうち、「10号取水井戸更新事業 1億4,751万円」を「10号取水井戸更新事業(3か年継続事業) 2,508万円」に改めます。
- 2 既定予算第3条に定める収益的収入の営業外収益を591万1千円減額し、収益的収入の総額を15億2,738万3千円とし、収益的支出の営業外費用を518万7千円増額し、収益的支出の総額を13億7,684万3千円とします。
- 3 既定予算第4条に定める資本的収入の補償金を1,549万9千円減額し、資本的収入の総額を315万3千円とし、資本的支出の建設改良費を1億2,243万円減額し、資本的支出の総額を5億1,147万9千円とします。
- 4 既定予算第5条に定める継続費に「10号取水井戸更新事業」として、令和2年度2,508万円、令和3年度1億1,352万円、令和4年度1,133万円、総額1億4,993万円を追加します。

【内容】

収益的収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	1,533,294 千円	△5,911 千円	1,527,383 千円
第2項 営業外収益	169,115 千円	△5,911 千円	163,204 千円

収益的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	1,371,656 千円	5,187 千円	1,376,843 千円
第2項 営業外費用	5,546 千円	5,187 千円	10,733 千円

資本的収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	18,652 千円	△15,499 千円	3,153 千円

第2項 補償金	15,499 千円	△15,499 千円	0 千円
---------	-----------	------------	------

資本的支出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	633,909 千円	△122,430 千円	511,479 千円
第1項 建設改良費	589,196 千円	△122,430 千円	466,766 千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額508,326千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,805千円、過年度分損益勘定留保資金428,808千円並びに減債積立金39,713千円で補てんするものです。

継続費（追加）

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	10号取水井戸 更新事業	149,930 千円	令和2年度	25,080 千円
				令和3年度	113,520 千円
				令和4年度	11,330 千円

